

阿見町道路法第 2 4 条承認基準

この基準は、道路管理者以外の者が行う道路法第 2 4 条第 1 項の規定に基づく工事に関し、道路構造令及び道路計画・設計マニュアル（茨城県）を参考に、その基準を定めたものである。

1) 歩道のある町道において、出入口（乗入部）を設置する場合

①歩道の舗装

出入口（乗入部）の舗装構成は、次のとおりとする。

舗装構成		出入口幅	示様
アスファルト版厚	路盤厚		
5 cm	25cm	8 m未満	表層は密粒度アスコン 基層は粗粒度アスコン（8 m以上） 路盤は再生碎石RC-40
1 0 cm（5 + 5）	30cm	8 m以上	

- 注) 1, 特殊な場合又は軟弱地盤は別途に舗装構成を考慮する。
 2, 大型及び中型貨物自動車（6.5tを超えるもの）が出入りする箇所は、8m以上規格の舗装構成にするものとする
 3, トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。

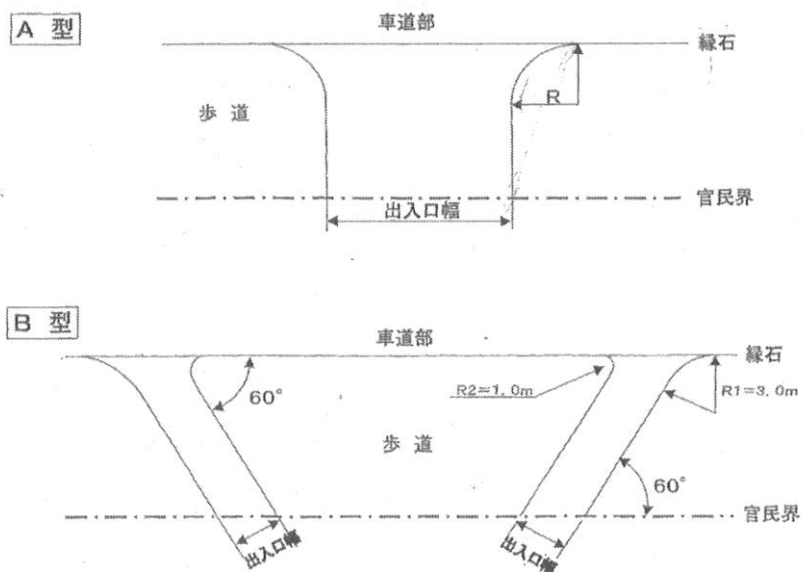
②出入口幅規格は、次のとおりとする（標準最大値）。

型式	車種別区分	A型		B型	
		R (m)	出入口幅 (m)	R (m)	出入口幅 (m)
I 種	乗用・小型貨物自動車等	-	5.0	-	-
II 種	普通貨物自動車（6.5t以下）	1.0	8.0	R1=3.0 R2=1.0 角度=60°	7.0
III 種	大型及び中型貨物自動車 （6.5tを超えるもの）	1.0	12.0	R1=3.0 R2=1.0 角度=60°	8.0

- 注) 1, 出入りする車両の最大のものを適用する。
 2, A型, B型とは次図の形式をいう。
 3, 車種はいずれも単独の場合である。出入口幅の最大値についてトレーラー又は特殊な車両が出入りする計画や、一般住宅であっても土地利用・駐車場計画によ

っては別途考慮することができる。

- 4, 出入口幅の数値はA型, B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。
- 5, 原則は 90° (車道方向と直角) とするがやむを得ない場合は内角で 60° 以上とする。



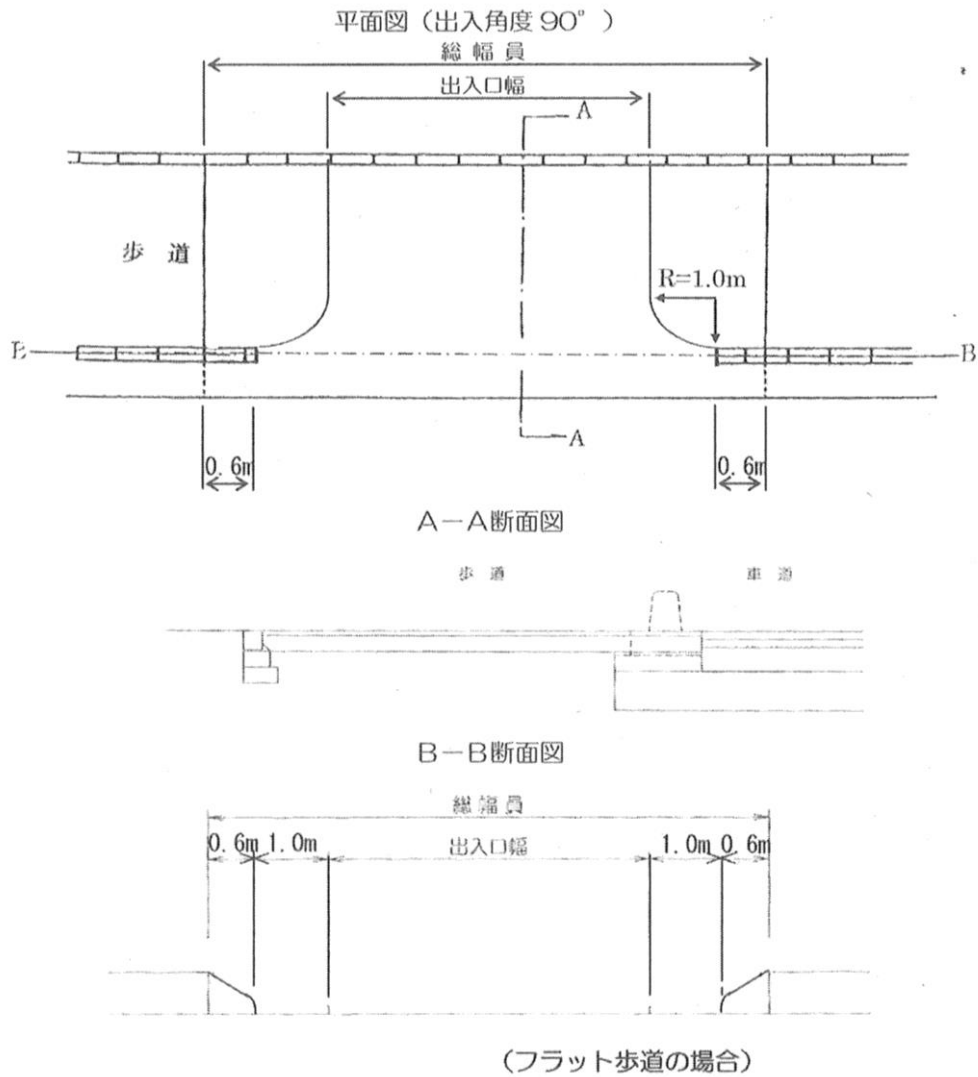
③道路構造物

(1) 歩車道境界ブロックの切下げ

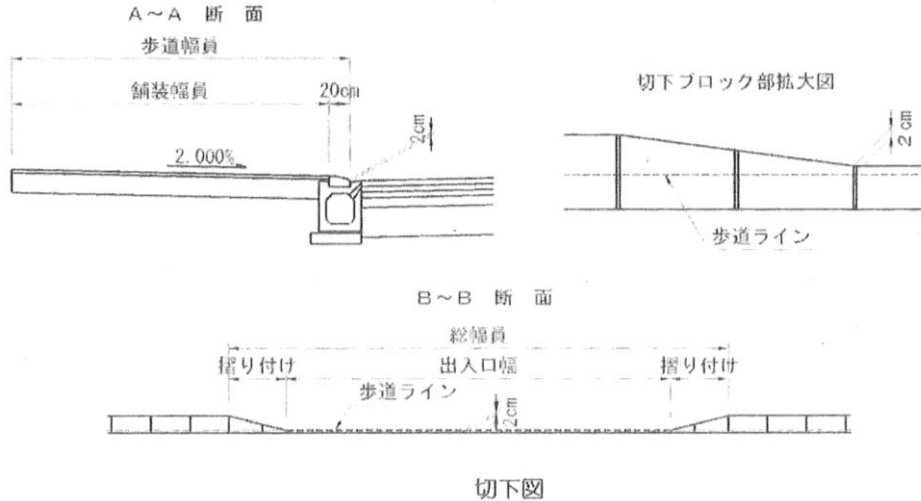
上記1) ②の規定により決定した幅員を基本に、歩車道境界ブロックを切下げるものとする。大規模な店舗や工場の計画で既存出入口がある敷地において出入口の位置を変更する際は使わなくなった既存出入口を塞ぐこと。(一般住宅、集合住宅、共同住宅は除く)

(参考)

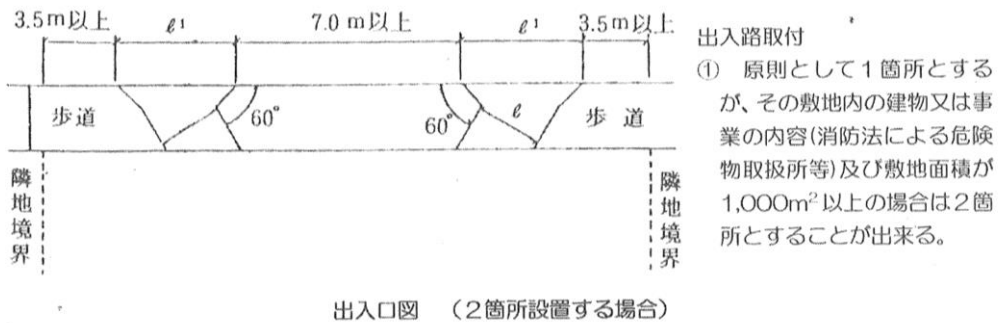
○型式Ⅱ種及びⅢ種の場合



○型式 I 種の場合



注) 車イス等の通行が予想される箇所については、段差をつけないよう配慮すること。



出入口取付
 ① 原則として1箇所とするが、その敷地内の建物又は事業の内容(消防法による危険物取扱所等)及び敷地面積が1,000m²以上の場合は2箇所とすることができる。

(2) 道路側溝の設置替え

既存側溝が次の基準を満たしていない場合は、側溝の設置替えを行うものとする。なお、設置替えする製品については、町との協議により決定するものとする。

○一般住宅の場合

既存側溝の耐荷重が14t未満の場合、耐荷重14t以上の側溝に設置替えする。ただし、大型車両等の出入りが想定される場合は、別途協議すること。

○集合住宅や共同住宅の場合

原則、既存側溝が車道縦断用T-25の製品の場合、設置替えはしなくとも良い。ただし、大型車両等の出入りが想定される場合は、店舗、工場等の基準を準用すること。既存側溝に蓋掛けのみ行う場合はT-25の製品を使用すること。

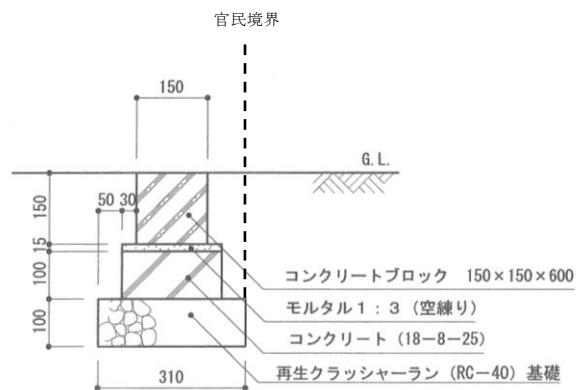
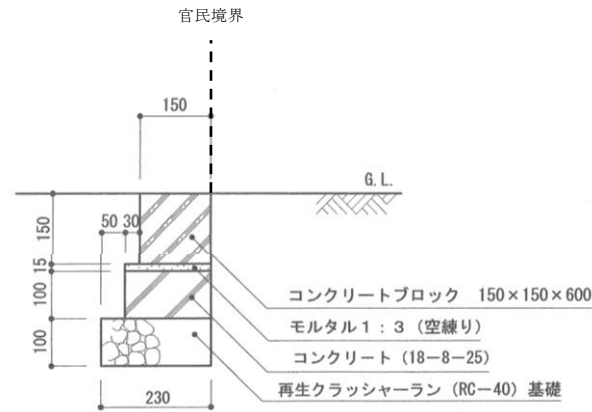
○店舗、工場等の場合

原則、横断用側溝に設置替えする。基礎厚は基礎コンクリート $t = 100\text{mm}$ 、基礎砕石 $t = 100\text{mm}$ とすること。

(3) その他

○地先境界ブロックが設置されている場合は、下の図を参考に、設置替えするものとする。なお、店舗、工場等で、不特定多数の車両の通行が想定される場合は、別途協議すること。

(参考)

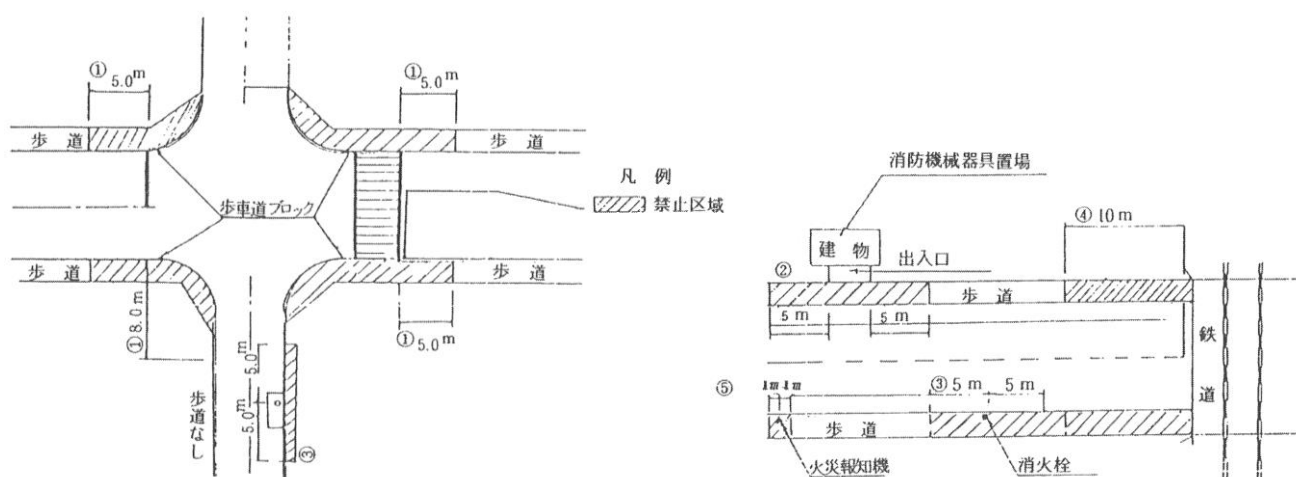


○防護柵（ガードレール，ガードパイプ，転落防止柵等）の取外しを行う場合は，安全面を十分に考慮し，必要最小限となるよう努めること。また，適正な端部処理を行うこと。大規模な店舗や工場の計画で既存出入口がある敷地において出入口の位置を変更する際は使わなくなった既存出入口を塞ぐこと。（一般住宅、集合住宅、共同住宅は除く）

○出入口設置禁止区域は、次のとおりとするものとする。ただし、土地利用に際して困難な場合は、別途協議することができる。消防施設については担当部署に確認すること。

- ①交差点において停止線より5mの区間及び横断歩道より5mまでの区間、停止線がない場合は歩道と車道の境界部分より直線で8mの区間。
- ②消防機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出口から5mの部分
- ③消防栓又は消防用防火水槽の吸入口、若しくは吸管投入孔から5m以内の部分。
- ④踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10mの部分。
- ⑤火災報知器から1m以内の部分。
- ⑥安全地帯の前後10m以内。

(参考)



2) 歩道がない町道において、出入口を設置する場合

①道路構造物

(1) 道路側溝の設置替え

設置替えする製品については、町との協議により決定するものとする。

○一般住宅の場合

原則、設置替えはしなくとも良い。ただし、大型車両等の出入りが想定される場合は、別途協議すること。既存側溝に蓋掛けのみ行う場合は乗入れする最大車両の耐荷重がある製品を使用すること。

○集合住宅や共同住宅の場合

原則、既存側溝が車道縦断用T-25の製品の場合、設置替えはしなくとも良い。ただし、大型車両等の出入りが想定される場合は、店舗、工場等の基準を準用すること。既存側溝に蓋掛けのみ行う場合はT-25の製品を使用すること。

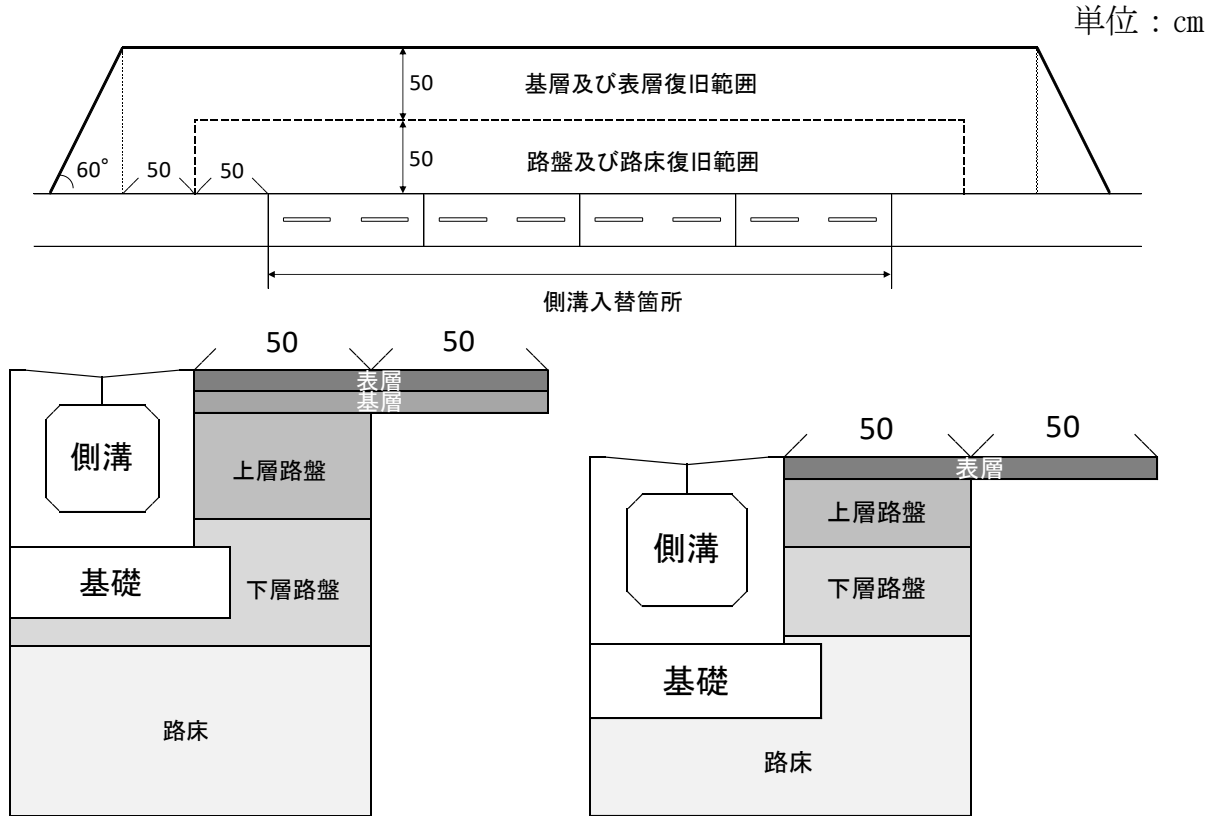
○店舗、工場等の場合

原則、横断用側溝に設置替えする。基礎厚は基礎コンクリート $t = 100\text{mm}$ 、基礎砕石 $t = 100\text{mm}$ とすること。

(2) 車道の路面復旧

道路側溝の設置替えに伴う車道の路面復旧については、現状の舗装構成で復旧するものとし、その幅員については、路盤及び路床は50cm、基層及び表層は路盤及び路床の復旧幅員から50cm広げた範囲を基本とする。

(参考)



3) 側溝の新設工事に関する基準

町が管理する道路上に道路側溝を設置する場合には、次の基準によるものとする。

なお、完成した構造物は無償、無条件で町に帰属するものとする。また、側溝を設置する際は、道路用地に接する土地の地権者から同意を得るものとする。

① 範囲

- (1) 側溝新設工事施行区間は、原則として、側溝新設希望位置から流末となる道路側溝までの区間とする。
- (2) 側溝新設工事を行う道路は、原則として、有効幅4メートル以上確保できる道路とする。

② 側溝構造

- (1) 側溝断面は原則として300mm×300mm以上とするが、流末部の側溝形状等により250mm×250mmを最小断面とする。
- (2) 側溝の構造は、原則、函渠型側溝（耐荷重、車道25t、歩道14t）を使用するものとする。

- (3) 道路横断部，一般住宅以外（店舗，工場等）の出入口部等に設置する側溝は，横断用の製品（ボックスカルバート，横断用側溝等）を使用するものとする。基礎厚は基礎コンクリート $t=100\text{ mm}$ ，基礎碎石 $t=100\text{ mm}$ とすること。
- (4) 側溝のグレーチング蓋は，原則，20m間隔で設置するものとする。
- (5) 側溝に設置するグレーチング蓋の仕様・構造は，耐荷重が車道部 25t，歩道部 14t，細目ノンスリップタイプ，振動騒音防止型の蓋を設置するものとする。
- (6) 集水柵等は，排水効率の向上及び側溝等の構造上，必要な箇所（側溝の会合箇所，側溝断面が変わる箇所，排水の方向が著しく変化する箇所等）に設置するものとする（耐荷重，車道25t，歩道14t）。また，道路管理者が必要と判断した箇所についても，柵を設置するものとする。
- (7) 集水柵等には，深さ15cm以上の泥溜を設けるものとする。
- (8) 集水柵に設置するグレーチング蓋の仕様・構造は，耐荷重が車道部 25t，歩道部 14t，細目ノンスリップタイプ，固定式，振動騒音防止型の蓋を設置するものとする。基礎碎石厚は $t=150\text{ mm}$ とする。

③設置位置の確定

側溝を設置する位置は，原則，道路敷地と私有地の境界線に沿い道路敷地に設置する。

④流末排水先の確認

- (1) 流末が道路側溝の場合には，既存の側溝の大きさ，道路及び底面部の高さが設置する側溝と整合が取れているか確認出来る資料を提出するものとする。
- (2) 既存の道路の縦断勾配では流末排水先が確保できない場合は，可変型側溝を設置し，流末排水先を確保するものとする。
- (3) 流末となる排水路に，町以外に何らかの権利を持つ団体（土地改良区，水利組合等）が存在する場合は，あらかじめ書面による同意を得るものとする。
- (4) 流末が私有地となる場合，又は私有地を経て側溝及び排水路と結ばれる場合には，この箇所（私有地）も官地として用地を帰属すること。（状況により町所管課が異なる。）

⑤側溝を設置する高さ

- (1) 原則として既存の道路の高さに合わせるものとする。新規に道路を舗装する場合は1.5%，未舗装道路にあっては5%の横断勾配で取り付けるものとする。やむを得ず既存の道路高さを変更する場合には，道路管理者の承認及び関係者の了解を得ること。
- (2) 側溝の縦断勾配は0.2%以上とするものとする。

⑥排水量の計算

側溝の新設が広範囲に及ぶ場合は，道路管理者と協議の上，雨水排水量の計算を行い，側溝を新設する区域の規模，地形，周辺の状況，予定建築物の用途及び降雨量等から想定される雨水及び汚水が有効に排出できるよう計画するものとする。

⑦舗装復旧

舗装及び復旧方法については，原則，2)の①の(2)と同様とする。

4) 道路舗装に関する基準

町が管理する道路を新たに舗装工事する場合は、次の基準によるものとする。なお、ここでいう舗装工事とは、側溝の設置も含めるものとする。

①範囲

- (1) 舗装工事施行区間は、原則として、舗装希望位置から舗装道路までの区間とする。
- (2) 舗装工事の幅員は、原則として、有効幅4メートル以上確保できるもの。ただし、市街化調整区域内の住宅連担地区以外又は将来において住宅連担が見込まれる地区以外の交通量の少ない道路及び道路幅員1.8m未満の道路は道路管理者と協議の上、この限りではない。

②道路構造

- (1) 道路の舗装にあたっては、表面排水が処理できるよう道路の両端または片側に側溝を設置するものとする。ただし、市街化調整区域内の住宅連担地区以外又は将来において住宅連担が見込まれる地区以外の交通量の少ない道路及び道路幅員 1.8m 未満の道路を舗装する場合はこの限りでない。
- (2) 車道の舗装構成は、交通荷重と路床の支持力を基本とし、自然環境や材料条件等を考慮して、各層が力学的にバランスのとれた構造を決定するものとする。
 - ア 目標設計CBRは3.0%以上とするものとする。
 - イ 区画道路の構造設計については、設計交通区分をN3交通(40台以上100台未満)としTAの目標値は15cmを下回らないものとする。

(参考)

CBR(%)	表層	粒調碎石 (M-30)	砕石 (RC-40)	TA		合計厚
				目標	設計	
3.0	5	15	20	15	15.25	40

- (3) 道路の表層用アスファルト混合物は再生密粒度アスファルト混合物(20)を標準とするものとする。
- (4) 舗装の面積が100㎡以上の場合は、アスファルトフィニッシャーで、合材を敷き均すものとする。

③舗装の高さ

- (1) 原則として既存の道路に合わせるものとし、1.5%の横断勾配で取り付けるものとする。
- (2) 車道の縦断勾配は、9.0%以下にするものとする。ただし、地形によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とすることができるものとする。

- 5) 未舗装道路への砕石敷均しを行う場合は、道路に隣接している私有地に影響を与えないようにすること。なお、砕石は原則として再生砕石RC-40、必要に応じて粒度調

整砕石M-30を使用するものとする。

- 6) 工事に際しては、道路交通法第77条第1項の規定に基づき、牛久警察署の道路使用許可を得ること。
- 7) 工事着手前には、道路管理者に立ち会いを求め指示に従い工事に着手すること。
- 8) 承認した工事に起因して、道路管理者又は第三者に損害を与えたときは、申請者の責務において必要な処置をとること。
- 9) 工事完了時には、工事完了の日から7日以内に完了届を提出し、検査を受けること。
- 10) 道路工事を行う際、官民境界が不明な場合は、必要に応じて道路境界確認申請書を提出し、官民境界を明確にすること。なお、そのための費用は申請者で負担すること。
- 11) 当該申請を受け付けてから承認までの標準処理期間は、原則として、2週間から3週間とする。(平成10年8月5日建設省道政発第93号道路局路政課長通達)

①適用除外

(1) 標準処理期間は、次の場合には適用しない。

- 申請内容が先例のない場合等であって、期間内に承認を行うことが困難な場合。
- 道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れが顕著であるため、承認に際して、特に慎重に検討する必要のあるもの。

(2) 標準処理期間には、次の期間は含まない。

- 申請書類の不備等を補正するために要する期間。
- 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間。
- 申請内容が関係機関との協議を要する期間。

- 12) 上記に記載のない内容及びその他調整の必要な事項の詳細内容については、別途協議の上、道路管理者の指示に従うものとする。